

会員外死亡災害情報

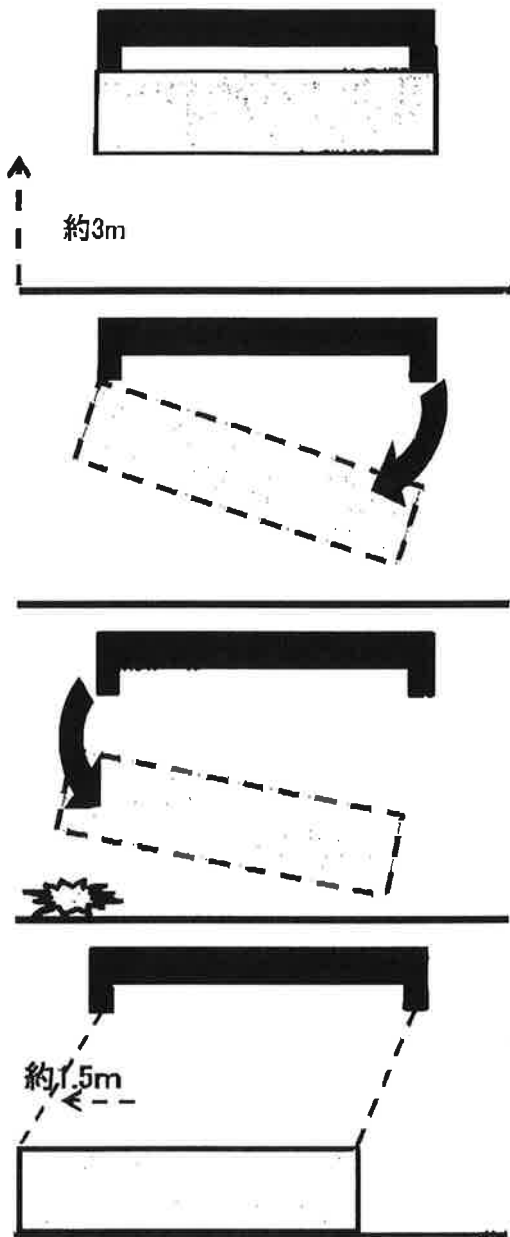
平成29年6月7日

名 単 組 地 区 港 般

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

港 名	東京港			業 種	被災者所属事業場はコンテナ修理業	
事業場の名称	被災者所属事業場----- (会員外)			労働者数	6人	
事業場の所在地	横浜市-----					
雇 用 形 態	常用					
被災労働者氏名	性別	年齢	職 種		被災の程度	
-----	男	45歳	修理作業員		死 亡	
発生年月日時間	平成29年5月31 (火) 午前11時5分					
発 生 場 所	東京港大井ふ頭 パンプール					
発 生 状 況	<p>平成29年5月31日 (火) 午前11時頃、東京港大井ふ頭パンプールにおいてA社 (会員) からコンテナ修理を請け負ったB社の下請けのC社 (会員外) の作業員の一人として被災者がダメージコンテナの修理作業にあっていた。</p> <p>修理を終えた40フィートコンテナについて、コンテナ置き場に戻すためA'社の作業員が、23トンサイドリフターを運転して、約3m持ち上げ、約2m後進した際、コンテナの右側のコーナーフィッティングからツイストロックが外れ、コンテナが傾き、左側のツイストロックも外れ、運転席から見て左側に1.5m振れて落下し、コンテナ置き場と道具倉庫の間の箇所 (幅2m) を歩行中の被災者にコンテナが当たった。</p> <p>その後、救急搬送された病院にて12時28分頃、被災者の死亡が確認された。</p> <p>当該サイドリフターはA社の所有物である。</p>					
原因	コンテナの落下原因は調査中					
参考事項	<p>本件の被災者は会員会社の労働者ではない。</p> <p>被災者の所属する事業場が会員外である場合は、当協会が集計する港湾貨物運送事業の死亡災害には該当しないこととなる。</p>					
<p>受付 平成29年6月7日 東京総支部から 本部 担当 當銀</p>						

【運転席view】



①

地上より約3m巻上げ。後進開始。

②

右側のロックが外れ、コンテナ右側が落下。

③

左側のロックも外れ、コンテナ左側が落下。

④

右側のロックが先に外れ、左側1点吊りになった事でコンテナは真下に落下せず、右側が先に接地。その後左側が接地した。結果的に左側に約1.5mずれた状況。